

岩手県告示第842号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第5条第1項の規定による届出について、同条例第8条第5項の規定により、次のとおり説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての届出者の見解の報告があった。

平成29年11月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 株式会社ベルジョイス、中道リース株式会社及び株式会社コメリ
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 雫石ショッピングモール 雫石町千刈田地内 計19筆
- 3 報告の概要
 - (1) 説明会で述べられた意見 意見なし
 - (2) 当該意見についての届出者の見解 該当なし
- 4 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 平成29年11月28日から同年12月28日まで
 - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び盛岡広域振興局経営企画部並びに盛岡市役所、花巻市役所、八幡平市役所、滝沢市役所、雫石町役場、紫波町役場、矢巾町役場及び西和賀町役場